

【用語】起証文―起請文のこと 念流―馬庭念流 矢留―念流十八世樋口十郎兵衛定伊さだこれが考案した術 疎遠―とおざかる、音信が絶えて久しいこと 当流―馬庭念流をさす 顕見―顕現、明らかに示すこと 意趣―思惑、恨み 冥罰―神仏が下す罰

【解説】庶民剣法として著名な馬庭念流まにわねりゅうは、多胡郡馬庭村（多野郡吉井町）の樋口家によって広められた古武道で、近世初頭より上野国一円の庶民に盛行し、次第に関東や江戸方面にまで伝えられた。

この文書は、馬庭念流への入門に際し、前田了円（ただし、出所・履歴等は不詳）が宗家の樋口家へあてた起請文である。起請文というと、一般に熊野牛王宝印ごおうほういんなどを料紙に使用したものが多く、この起請文のように牛王紙を使用しないものもある。内容は五カ条からなり、馬庭念流に対して疎遠になること、他流派の術法を非難したり、勝手に勝負をすること、門弟以外の者へ猥りに術法を見せること、稽古・勝負に思惑や恨みを含めること、免許状なく他伝・他言することを戒めたものである。これに対して門人は、この戒めを遵守することを神仏にかけて誓約したのである。そして、もし違反するようなことがあれば、梵天・帝釈天・四大天王以下の神仏の罰を受けるとしている。

なお、樋口家には吉井藩主松平氏・七日市藩主前田氏・新田岩松満次郎らの起請文も残されており、念流への入門は上下を問わず盛んであった様子を伝えている。同家は現在も馬庭で念流を伝承しており、慶応三年（一八六七）に建てられた道場と、目録や奉額帳などの念流関係の古文書は、県指定の重要文化財である。